

令和8年3月19日

転入教職員の皆様へ

十島村教育委員会事務職員
(松尾・加治屋)

事務手続きについて (お願い)

- ① 学校ホームページ掲載の転入職員へのお知らせを必ず閲覧し、説明会の出欠票を Google フォーム送信, もしくは FAX 送信してください。

 - ② 可能であれば、説明会当日までに現在住んでいる市町村役場または、マイナポータルで転出手続きを済ませてください。
※マイナンバーカードを持っている方は、市町村役場の窓口で「特例転出手続きで」と伝えると、転出証明書は不要になります。
 - ・ マイナンバーカードを持っていない方は「転出証明書」の発行を受けて、説明会当日に持参してください。
 - ・ マイナポータルで転出手続きした場合は、マイナンバーカード (赴任する家族全員分) を説明会当日に持参してください。(転出証明書の発行は不要)
- ※ 乗船前に転入手続きを役場で行った方が、早くて便利です。